

# 第 1 1 回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 【午前 1 0 時 0 0 分開会】

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 5 5 分
2. 開催場所 壬生町役場 1 0 1 会議室
3. 出席委員 9 人  
会長 1 0 番 大橋 好一  
会長職務代理者 8 番 琴寄 成人  
委員 1 番 早乙女春香 2 番 安納 一雄 4 番 刀川 正己 5 番 鯉沼 玲子  
6 番 大関 孝男 7 番 葭葉 孝男 9 番 木野内佳代子
4. 参集推進委員  
鈴木 進吉推進委員 大橋 和枝推進委員
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第 1 会務報告について  
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について  
日程第 4 議案第 3 号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第 5 報告第 1 号 非農地証明願の件について  
日程第 6 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について  
日程第 7 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について  
その他 事務連絡  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚  
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた
7. 会議の概要  
令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) 【午前 1 0 時 0 0 分開会】

- 局長 　ただ今より第11回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で、高橋宏治農業委員より欠席の連絡をいただいております。また、鈴木進吉推進委員、大橋和枝推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 　みなさん、おはようございます。本日は足元の悪い中、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

　周りの田んぼでは田植えが順調に進んでおりまして、ほぼ7、8割は終わったのかなという気がいたします。田植えを行っていて、非常にありがたいと思うのは、下稲葉地区で間もなく土地改良が完成し、上稲葉や安塚地区で土地改良に向けての審議を行っており、土地改良は作業効率も良くなり、農地を維持するためには、非常に有効な手段と思っております。今後ともこれらの完成に向けて皆様の助言、協力等必要かと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

　本日は第11回総会という事で、改選から約1年が経とうとしておりますが、委員の皆様、農業委員会の活動を概ね認識してきていただいていることと思えます。少し早いですが任期満了の時期に向けて、皆様の力を存分に発揮していただくことをお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

- 局長 　ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 　それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 　それでは、1番 早乙女 春香委員、2番 安納 一雄委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

- 議長 　それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 　会務報告を申し上げます。議案書1ページの内容に追加項目がございまして、

皆様の机の上に差し替え用の会務報告がございますので、そちらをご覧ください。

4月22日（月）壬生町認定農業者協議会定期総会が大会議室で行われ、大橋好一会長、早乙女春香農業委員、刀川正己農業委員、大関孝男農業委員、鈴木進吉推進副委員長、佐藤 達推進委員、森田 栄推進委員が出席いたしました。

4月24日（水）壬生町農村生活研究グループ協議会役員会が、102会議室で行われ、大橋和枝推進委員が出席いたしました。

5月15日（水）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が101会議室及び現地で行われ、大橋好一農業委員会会長、琴寄成人職務代理、木野内佳代子農業委員、鈴木進吉推進副委員長、大橋和枝推進委員、事務局より宇賀神尚局長補佐と私が出席いたしました。

5月16日（木）壬生町農業再生協議会通常総会が特別会議室で行われ、大橋好一農業委員会会長、大関孝男農業委員、事務局より私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」議案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ （中泉） 自作地 1 1 1 ㊦

譲受人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 656㎡ 借受地 2760㎡  
貸付地 3㎡

(土地の表示)

壬生町大字上田字西原 _____	田	1869㎡
壬生町大字上田字西原 _____	畑	162.12㎡
壬生町大字上田字西原 _____	畑	188.53㎡
	合計	2219.65㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働7人

## 第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 76㎡  
譲受人 \_\_\_\_\_ (至宝町南) 自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字花ノ木 _____	田	651㎡
壬生町大字七ツ石字花ノ木 _____	田	1206㎡
壬生町大字七ツ石字花ノ木 _____	田	1315㎡
壬生町大字羽生田字花ノ木 _____	田	611㎡
	合計	3783㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働1人

以上、第1項から第2項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る5月13日に私と早乙女農業委員、佐藤推進委員と、譲受人の \_\_\_\_\_氏、 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、現地調査を行い、チェックシートに基づき調査いたし

ましたが、何ら問題を生じる恐れはないことを確認いたしましたのでご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

2項案件について、去る5月12日に私と大関農業委員、早乙女推進委員と、譲渡人の\_\_\_\_\_氏立会いのもと、現地を確認してまいりました。チェックシートに基づき確認してまいりましたが、何ら問題を生ずる恐れはないと確認してまいりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですが、この案件に関しましては、譲受人の\_\_\_\_\_氏が現在農地がないということですが、地元の琴寄委員より補足説明をお願いいたします。

● 8 番 琴寄 成人 委員

\_\_\_\_\_さんは、\_\_さんが今から5年ほど前に、新規就農で農業を始めた当時  
から、\_\_\_と一緒にイチゴ栽培を行い、手伝ってきたのですが、\_\_さんが体  
調を崩してしまって、現在は\_\_さんはイチゴの方に携わっていないのが現状です。  
そこで、新規就農で資金を借りた事情もありますので、\_\_\_さんは\_\_さんの代わ  
りに自分が農業を行うということで、最初からイチゴ経営に携わってきたという  
こともあり、ここで新たに農地を買って、借りた資金の返済は\_\_とともに行うと  
いう事で、時期が来れば、自分も独立してイチゴ栽培を行っていききたいというこ  
とでした。今回の農地は、ハウスが建っているのですが、ここ2年程耕作してい  
ない状況で、今回その荒れている状態をきれいに片づけて、今年の秋からイチゴ  
栽培に取り組んでいきたいということでしたので、事務局とも相談し、今回の売  
買に至ったということでございます。以上です。

○議長 現在JAしもつけの苺部会の壬生地区の役員をしている大関孝男委員がいら  
っしゃいますので、販売の内容とか実績とか、知りうる範囲で結構ですので参  
考意見をお願いいたします。

● 6 番 大関 孝男 委員

今シーズンは、\_\_の\_\_\_さんが毎日出荷しに来ている状況で、量も多く持っ  
てきています。\_\_\_さんは若く、やる気もあり、今後もどんどん増やして農業  
経営をやっていただければと思います。

○議長 現在所有地や、利用権設定の借入地などの耕作地はないような状況ですが、  
\_\_さんのように農業を行っており、栽培の実績もあるという上での農地の売買  
ということであります。そのことも含め、採決を取りたいと思います。それ  
では議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手  
をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件につい  
て」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
\_\_\_\_\_ (さくら市)  
\_\_\_\_\_ (北小林)

譲受人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字南原 _____	畑	1 3 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字南原 _____	畑	3 8 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字南原 _____	畑	2 7 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字南原 _____	畑	1 2 m <sup>2</sup>
	合計	4 5 5 m <sup>2</sup>

一般住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (小山市)  
\_\_\_\_\_ (下野市)  
\_\_\_\_\_ (栃木市)

譲受人 株式会社 \_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字久保 \_\_\_\_\_ 畑 1 6 3 6 m<sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第3項

賃借人 \_\_\_\_\_ (中泉)

賃借人 \_\_\_\_\_ 株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	2 5 0 9 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	2 0 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	9 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	6 6 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	5 9 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉字山ノ上_____	畑	6 8 7 m <sup>2</sup>
	合計	4 7 5 4 m <sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (舟町)  
 \_\_\_\_\_ (上通町)  
 \_\_\_\_\_ (小山市)

賃貸人 \_\_\_\_\_ (舟町)  
 \_\_\_\_\_ (舟町)

譲受人及び賃借人

株式会社 \_\_\_\_\_  
 代表取締役 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	2 0 5 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	1 2 2 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	1 5 0 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	1 9 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	9. 9 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	6. 6 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	6. 6 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	2 0 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	田	1 2 7 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	4 2 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	3 4 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字高館北_____	畑	7 5 3 m <sup>2</sup>
	合計	7 8 2 6. 1 3 m <sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転及び21年間の地上権設定



(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_委員 着席)

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北北西に約600mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は太陽光発電パネル1,248枚、パワーコンディショナー11台を設置し、年間発電量797,700kWhを想定しております。

土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺への農地への影響もほとんどないことから、申請地を決定しております。事業資金約\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。また、50kW以上の施設の設置を予定しておりますので、『栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針』に基づき、4月30日付で事業概要書が町に提出されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、隣接の山林の所有者の添付はありますが、太陽光発電施設設置事業者の同意書は添付されていません。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われまますので、調査委員

会としましては許可やむなしとなりましたので報告いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約1、100mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によると賃借人は、園芸用土採取のため、今回の申請を行っており、作業時間は午前8時から午後5時まで、隣接地からの保安距離を東側は1mから2m、西側は1m、南側は2m、北側は1mを確保し、防護ネットを施すことになっています。最大深さ4.7mを掘削し、保安角度を45度とるようになっております。埋戻用土の調達方法は、自社所有地のストック用土で埋め戻す予定となっており、採取した土は、\_\_市の\_\_\_\_\_に販売する予定となっています。

事業資金\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、居住が不明の1名を除き、添付されております。

す。また、誓約書は添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月28日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南に約1,000mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人及び賃借人は、太陽光発電パネル1,530枚、パワーコンディショナー17台を設置し、年間発電量1,052,812kWhを想定しております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

また、50kW以上の施設の設置を予定しておりますので、『栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針』に基づき、5月2日付で事業概要書が町に提出されております。

なお、隣接土地所有者の転用同意書は添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われまますので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月28日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。

議案書6ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、1件、5筆、面積合計が7,067.80㎡となっております。

次に議案書の7ページ、利用権の再設定・賃借権分について、1件、4筆、面積合計が2,669㎡となっております。

次に議案書の8ページ、利用権の再設定・使用貸借権分について、1件、1筆、面積合計が2,515㎡となっております。

次に議案書の9ページから17ページ、一括方式の新規・賃借権分について、面積合計が155,050㎡となっております。

次に議案書の18ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、面積合計が10,722㎡となっております。

最後に議案書19ページ、所有権移転取消分について、公社を通した売買を行う予定で、3月の総会で利用集積計画が承認された件ですが、売主である\_\_\_\_さんの方で書類が不備であるため、所有権移転の不履行がございまして、公社に所有権を移すことが出来なくなったため、利用集積計画の取消を行うものであります。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

●8番 琴寄 成人 委員

もう少し詳しく説明をお願いします。

●事務局 宇賀神尚農地調整係長

契約を行いまして、3月総会で利用集積計画をかけて農業委員会で承認をいただいたのですが、\_\_\_\_さんから公社に所有権を移転する際に必要な書類に不備があり、その後に、代わりにしていただく手続き内容の案内を、公社から\_\_\_\_さんに送ったのですが、期限までに\_\_\_\_さんがその手続きをしなかったということで、所有権移転が出来なくなったという事で、3月に承認いただいた利用集積計画を取り消すということになります。

●8番 琴寄 成人 委員

書類の不備というのはどのようなことなのか、もう少し詳しく説明してください。

●事務局 松本ひなた主任

権利書がないということで、その場合本人受け取りで手続きを行うのですが、ご本人に受け取っていただけなかったために、そこで手続きが止まってしまい、

契約が解除されてしまったということです。必要なものがないという事で、その代わりにご本人が郵便局に取りに行ってもらい、その後で手続きをしていただくはずだったのですが、ご本人が受け取りができなかったということで、その時点で、その後の手続きが出来なくなってしまったということです。

○議長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の20ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしてございましたので、事務局専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●2番 安納 一雄 委員 (1項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る4月18日、私と大橋 肇推進委員と、\_\_\_\_\_さんの代理人、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さん立会いのもと、現地調査を行いました。現地及び航空写真とも問題が

ないと思われまますので、ご審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 早乙女 春香 委員 (2項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。4月24日に、私と鈴木進吉推進委員と、代理人の方と現地調査をまいりました。この資料にあるとおり30年以上ずっと林で、現況も林になっていることを確認してまいりました。以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 少し質問したいのですが、この面積はだいぶ広いようなのですが、耕作放棄地になっていなかったのですか。農地パトロールの中に入っていた場所ではなかったのですか。

●事務局 宇賀神尚農地調整係長  
なっていませんでした。

●1番 早乙女 春香 委員

現地では、養蜂をしている方がずっと巣箱を置くような場所として使っていたということでした。

●事務局 宇賀神尚農地調整係長  
申請者は\_\_\_\_\_の方です。

●1番 早乙女 春香 委員

耕作放棄地として林になったというより、最初から林として使っていたようです。

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の21ページから22ページのとおり5件の申請がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次にその他についてお願いします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本ひなた主任

その他について、令和7年度農林関係税制改正要望の件になります。先月お願いしたのですが、2枚目に要望の案を出させていただきました。問題がなければこの内容で提出させていただきたいと思います。もし何かありましたら、いつでも大丈夫ですので私の方までお願いいたします。

続きまして、事務連絡ですが、のうねん5月号が届きましたので、皆様に配布させていただきました。ご活用いただければと思います。

以上となります。

○議長 その他、何かございますか。

●8番 琴寄 成人 職務代理

農業委員会には関係ない話なのですが、今、\_\_\_\_\_では外国人が農業就労の為に随分入るようになっていて、空き家対策とともに、空き家を何戸かリフォームをして、そこに外国人に住んでもらっています。現在は、リフォームのきかないような荒廃してしまった空き家が建っている状況で、外国人の方は車の免許も車も持っていないのですが、そこには住んでもらえないため、農家によっては、外国人の方に壬生地区の街うちにアパートを借りてもらって、そこから出勤してもらっている状況です。今後イチゴ農家は、年々外国人就労者が入る可能性が大きいため、事務局から、町の担当部署にこのような状況を話してもらいたいと思います。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_地区は、空き家はもう借りて住んでいるのがほとんどで、空いている家がない状況です。これから労働力が減少していく中で、イチゴ農家で、今後外国人の方に頼んで経営していく考えをしている方がほとんどなので、外国人の方の住まいを確保するための良い案を考えてもらえればと思います。

○議長 町としても空き家の状況について把握していると思うので、事務局で担当部

署や空き家の状況など、情報を必要としている農業の経営者の方に情報提供していくような形をとっていただければいいと思います。ただ、地元で空き家があっても、貸すにあたって条件面やリフォーム代をどうするのか等話が出てきて、実際は相談になると思うのですが。自分の所有であればリフォーム等自由にできるが、他の所有者の家であるとなかなかリフォームなどの話も進まない。

●8番 琴寄 成人 委員

以前借りられた空き家は、家主が1人で住んでいたが亡くなってしまって、その娘さんがいたが遠方に住んでいて、リフォームにも高額な費用かかって、現在は外国人の方が住んでいます。今は円安の為、仕送りするために外国人の方も苦しんでいる状況で、外国人の方に高い家賃を負担してもらわなければならない、そのリフォーム代についてどこに持っていったらよいか、何か良い方法があればと思っています。

○議長 担当部署と話す機会があれば、空き家の対策の件について話をしてもらえればと思います。農地と同じで、空き家を借りてもらうための良い方法が何かあれば。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第11回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前10時55分閉会】

会 長 大 崎 好 一

1 番 早 乙 女 春 香

2 番 安 部 雄 一